

2017年11月29日
全国港湾17発第46号
港運同盟発17-第108号

一般社団法人 日本港運協会
会長 久保昌三 殿



統合会社「ONE」設立・稼働についての申し入れ

私たちは、船社のコンソーシアム再編に対応して、港湾労働者の雇用と職域を守るために、貴職との間で中央事前協議制度をもって協議し対応してきました。

周知の通り、邦船三社のコンソーシアム再編、ザ・アライアンスの設立に関して、本年3月に貴協会と私共との間で事前協議会議事録確認を締結して、港湾労働者の雇用と職域への影響を最小限に留める努力をしてきたところです。

こうした動きの中で、すでに公表されているとおり、邦船3社は、オーシャン・ネットワーク・エクスプレス(ONE)を設立し、18年2月ブッキング開始、同年4月稼働とされています。このことで、ターミナルの一本化などを推進し、1,100億円(年)の経費削減を図るとも仄聞しております。

私たちは、今般の「ONE」の設立・稼働は、雇用と職域、場合によっては港湾運送事業者(雇用主)の事業基盤の存立自体も危ぶまれる事態を惹起するのではないかと深く憂慮しています。

については、下記の通り申し入れますので、中央事前協議会に限ることなく、労使協議の場を設け、誠意ある協議を行い、港湾労働者の雇用と職域を確保できるよう対処することを申し入れます。

記

1. 「ONE」の稼働により港湾運送事業者の事業基盤を揺るがし、港湾労働者の雇用を脅かせる事態を招かぬことを大前提として、労使政策委員会、及び、中央事前協議を通して対応すること。

2. そのために、事前協議やアライアンス再編に係る労使協定を厳格に運用すること。とりわけ、2017年3月1日付け「船社の航路再編・統合等、アライアンスに関する中央事前協議会議事録確認」第2項について重視した対応を講じること。
3. 具体的には、各関係するターミナルにおける物量・配船の在り方等について、中央事前協議を通し、関係船社に協力要請を講じること。
4. 尚、労使政策委員会、及び中央事前協議会で労使双方が疑義を申し出、協議が整わない場合、中央港湾団交を速やかに開催し対処すること。

以上